

安全で美味しい島根の県産品認証制度第三者委員会設置要領

(目的)

第1条 安全で美味しい島根の県産品認証制度（以下、「認証制度」という。）の適正な運営を図るため、安全で美味しい島根の県産品認証制度検証委員会（以下、「検証委員会」という。）及び安全で美味しい島根の県産品認証審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検証委員会は5名以内、審査委員会は、7名以内の委員で組織する。

- 1 委員は、学識経験者、生産者団体、流通関係者及び消費者等の中から知事が委嘱する。
- 2 検証委員会と審査委員会の委員は兼ねることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(事務)

第4条 検証委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 認証制度のあり方の検証
- (2) その他、認証制度の運営に関して必要なこと

2 審査委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 認証基準の審査、決定
- (2) 認証の審査、決定
- (3) 認証の取り消しの審査、決定
- (4) その他、認証制度の審査に関して必要なこと

(委員長等)

第5条 各委員会にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 各委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 各委員会の会議は委員の半数以上の出席により成立する。

3 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 各委員会に置いて、やむを得ない事情がある場合には持ち回りにより審議を行うことができる。

(専門部会)

第7条 認証制度において、適正に審査を実施するため、審査委員会に専門部会（以下、「部会」という。）を設置する。

2 部会は、次の職員をもって構成する。

- (1) 県及び関係団体の専門的知識を有する者
- (2) 認証取得指導または認証申請にあたり現地審査に携わった者

3 部会は、次の事務を所掌し、審査等の結果を審査委員会に報告する。

- (1) 認証基準（案）の策定
- (2) 認証申請に関する事前審査
- (3) 認証の取り消しに関する事前審査
- (4) その他、審査委員会の委員長が必要と認める事項

(事務局)

第8条 各委員会の事務局は、島根県農林水産部産地支援課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。